

著作権が制限されている場合(著作物が自由に利用できる場合)(1)

権利制限規定(条)

個人的な範囲内での
使用を許容

- ✓ 私的使用のための複製(30条)

付随的な利用等を許容

- ✓ 付随対象著作物の利用(30条の2)
- ✓ 検討の過程における利用(30条の3)

図書館関係

(知識の広がりや
学術の発展を促進)

- ✓ 図書館等における複製(31条1項)
- ✓ 特定図書館等における複製・公衆送信(31条2項)
- ✓ 国立国会図書館における所蔵資料の電子化(31条6項)
- ✓ 国立国会図書館における所蔵資料の自動公衆送信等(31条7項・8項)
- ✓ 国立国会図書館法によるインターネット資料等収集のための複製(43条)

引用・転載関係

- ✓ 引用(32条1項)
- ✓ 国等の周知目的資料の転載(32条2項)
- ✓ 時事問題に関する論説の転載等(39条)